

令和8年度 有明海再生方策検討事業業務委託（カキ礁造成効果検証事業）に係る
公告に対する質問への回答

質問	回答
<p>「代価表(11)直接経費(諸経費対象)」について、業務成果品費の算出式は、漁港漁場関係工事積算基準「環境生物調査業務」が適用されると認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>代価表（11）につきましては、御質問のとおり、算出式に漁港漁場関係工事積算基準「環境生物調査業務」を適用しています。</p>
<p>「代価表(8)調査結果のとりまとめ」について、歩掛構成が「主任測量技師」・「技師B」・「技術員」と測量業務に係る技術者単価と設計業務に係る技術者単価が混在して計上されておりますが、こちらは誤謬ではないか確認いただけないでしょうか。</p> <p>また、本代価で算出した金額は、業務成果品費および直接測量費、諸経費の計上対象であると認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>代価表（3）から代価表（8）につきましては、一般的な歩掛がなかったため、5社から提出して頂いた参考見積を比較し、平均直下の会社の見積を設計歩掛として採用していますので、歩掛構成に誤りはないと判断しております。</p> <p>また、設計書を確認したところ、代価表（8）で算出した金額は、業務成果品費および直接測量費、諸経費の計上対象であると認識して問題ありません。</p>